**令和７年度　　利根町放課後児童クラブ入級案内**

**１　目　　的**

保護者が労働等により昼間留守家庭となる小学生の児童を対象に，授業終了後に遊びを主とする生活の場を提供し，健全な育成を図る事業です。

**２　対象児童**

**町内の小学校に就学しており，かつ以下のいずれかに該当する児童**

（１）　両親および同居家族が自宅外勤務等のため留守家庭になる児童

（２）　その他特に必要と認められる児童

　　※新１年生につきましても４月１日（火）から利用できます。

　　※学校長期休暇中のみ利用することもできます。

　　※入級日は，原則として月初めの日としております。

**※申込み多数の場合は，利用調整を行いますのでご承知おきください。**

**３　開級時間・場所**

（１）**授業終了後から午後６時３０分まで。**

（２）**授業休業日および土曜日は，午前８時から午後６時３０分まで。**

**※児童のお迎えは開級時間内厳守で勤務終了後すみやかにお願いします。**

　　　　**※保護者以外に依頼する場合も，開級時間内のお迎えを必ず伝えてください。**

（３）　**利根小学校児童クラブ・文児童クラブ・文間児童クラブで開所いたします。**

**※文児童クラブ・文間児童クラブにつきましては，授業終了後，スクールバスにて各児**

**童クラブまで送迎いたします。**

**４　閉級日**

**日曜日・祝日・年末年始（１２月２９日～１月３日）・お盆（８月１３日～１５日）**

**※災害等で学校が臨時休校になった場合は，臨時閉級となります。**

**５　利用料（クラブ費）**

（１）　**月額５，０００円。（**８月のみ夏休み期間のため**７，０００円）**

（同じ月にきょうだい２人以上で利用した場合，２人目以降は半額）

常陽銀行の口座から**利用翌月の１５日**（銀行休業日は翌営業日）に引落しとなります。

常陽銀行に口座の無い方は入級決定後，口座の開設をお願いします。

（２）　**都合により利用しない月については前月までに必ず利用休止届を提出してください。**

**退級する場合は退級届をすみやかに提出してください。提出がない場合は利用しない月でも利用料をお支払いいただきますのでご注意ください。**

（３）　町民税が非課税のひとり親世帯は，児童クラブ費が免除になります。

　　　**免除には申請が必要です**。また，所得の申告がないと免除判定ができませんので必ず申告してください。

**６　傷害保険**

**クラブ利用中の万が一の怪我等に備え，児童は全員傷害保険に加入していただきます。**　保険料**（年額８００円）**は入級決定後に，子育て支援課窓口にてお支払いいただきます。

**お支払いが無い場合はクラブを利用することができません。**

※年度途中に退級されても払い戻しはいたしません。

**７　その他**

（１） 児童クラブの利用登録は，年度ごと（４月１日から翌３月３１日）になります。**翌年度（４月１日以降）継続して入級する場合は，改めて入級手続きが必要となります。**

（２） 保護者による保育が受けられるようになったとき，保護者に正当な理由なくクラブ費を３ヶ月以上滞納したとき，児童の行動面，健康面等で，集団生活を送るうえで不適当と認められる場合等は，退級していただくことがあります。

（３） 提出いただいた申請書の内容（住所，連絡先，勤務先，児童の健康状態など）に変更があった場合は，**必ず『変更届』を提出してください。**

（４） **入級決定後に児童クラブを利用されないケースが見受けられます。３ヶ月間利用がない場合は退級とします。児童クラブの趣旨をご理解いただいたうえ，確実に利用が必要な児童のみ入級申込みされますようお願いします。**

（５） 支援員は常時２～３名体制で指導をいたします。宿題を行う時間を設けてはおりますが，学習指導は行いません。

（６）児童の出欠確認等のため，専用アプリを使用します。欠席する場合は，**当日の午前１０時までに必ずアプリへの欠席登録をお願いいたします。**保護者以外の方が迎えに来られる場合は，児童クラブへの連絡をお願いいたします。

（７） 児童クラブではおやつの時間を設けています。おやつの取扱い等については，各クラブの案内に従ってください。**水筒補充用の飲料代等として，月額数百円程度必要となります。**

（８） 学校給食のない日は，お弁当・水筒を持参してください。**児童クラブでは食事の提供はありません。**

（９）**発熱等で支援員から連絡があった場合は，すみやかにお迎えをお願いします。**

（１０）**保護者の仕事がお休みの日は家庭での保育をお願いします。**

|  |  |
| --- | --- |
| **各クラブの開級場所** | **電話番号　※開級時間内のみ通話対応****（開級時間外は留守電にお名前，ご用件をお話しください。）** |
| **利根小学校児童クラブ**布川4230番地（給食室東側児童クラブ専用教室） | **℡０９０－５７６７－４４３４** |
| **文児童クラブ**下曽根254番地（旧文小北側校舎１階児童クラブ教室） | **℡０８０－２０５６－２０５１** |
| **文間児童クラブ**大房323番地1（旧文間小駐車場敷地内児童クラブ専用教室） | **℡０８０－２０５６－２２４９** |

※**土曜日は，１つの児童クラブに集約して開級します。**送迎の際，注意してください。土曜日の利用については，**事前に土曜日の利用登録が必要**となります。

**○問い合わせ先**

**〒300-1696　利根町布川841-1**

**子育て支援課　子ども福祉係**

**℡　６８－２２１１　　内線　１４４**

**令和７年度　児童クラブ入級申込提出書類について**

**１　申込受付　　　　　（期限厳守）**

受付期間：**１１月１８日（月）～１２月１３日（金）**まで。

受付場所：利根町役場　子育て支援課

受付時間：午前８時３０分～午後５時１５分　（土・日・祝日を除く）

※１２月４日（水）は午後８時まで延長。

入級決定通知の発送は３月上旬を予定。

○年度途中の入級は，利用を希望する**前月の１０日**が申込期限となります。

（定員に空きがある場合のみ，入級可能です。）

**２　提出書類**

1. **の書類については児童１名につき１枚，②～⑤の書類については**

**１世帯につき１枚提出してください。）**

1. **利根町児童クラブ入級申込書**
2. **状況申立書**
3. **就労証明書等**（留守家庭となる理由により書類が異なります）

入級要件を確認するため，両親・同居の親族等６５歳未満の方全員分の証明書を提出してください。６５歳以上の方については提出不要です。

※就労の場合は，**月６４時間以上**の勤務で，**かつ保護者が児童の下校時間までに帰宅できないこと**を要件としています。

※用紙が不足する場合は，役場子育て支援課にて受領してください。コピーしていただいても結構です。

|  |  |
| --- | --- |
| 留守家庭となる理由 | 提出する証明書等 |
| 就労のため（常勤・パート・臨時・内職）※産休中（出産予定日の8週前の月頭から出産日の8週後の月末まで） | 就労・内定・内職証明書（勤務先の証明が必要） |
| 出産（出産予定日の8週前の月頭から出産日の８週後の月末まで） | 母子手帳の写し |
| 自営業・農業に従事のため | 自営業・農業申告書 |
| 病気・障害等のため | 診断書または障害者手帳・療育手帳等の写し |
| 家族の病気介護のため | 看護・介護申立書 |
| 就学中（高校生以上） | 在学証明書または学生証の写し（保護者の場合，時間割やカリキュラムの写しも添付） |
| 求職中（入級期間は最大３ヶ月間） | 求職活動申立書ハローワークカードの写し |

1. **児童クラブ入級申込に関する確認書**
2. **同意書**

**３　入級後の届け出**

『変更届』

保護者または同居の親族等について，家族の状況や電話番号，就労状況等に変更が生じた場合。（雇用期間を更新した場合も新たに就労証明書を提出してください。）

『利用休止届』

利用しない月については前月までに提出してください。

提出がない場合は利用しない月でも利用料をお支払いいただきますのでご注意ください。

『退級届』

　　児童が留守番できるようになったり，退職等により入級要件を満たさ

なくなる場合には退級となりますので提出してください。

『児童の迎えに関する届出書』

　　兄・姉の下校時刻に合わせて帰宅する場合に提出してください。

これらの様式は子育て支援課または町公式ホームページの子育て支援，児童クラブのページよりダウンロードできます。

その他ご不明な点がある場合には子育て支援課までお問い合わせください。

**○問い合わせ先**

**〒300-1696　利根町布川841-1**

**子育て支援課　子ども福祉係**

**℡　６８－２２１１　　内線　１４４**